法人県民税の非課税判定表

					佐八				
					法人名				
					事業年度	年年	 月 月	日から 日まで	
収益事業から生じた所得金額の計算				標準となる所得金額又は 書(別表4)の49欄)	欠損金額		1		
		収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額					2		
	加	収	不	受取配当金で益金とされっ	なかった金額		3		
		入し	算入	還付法人税額等			4		
		た金額	さ				5		
		で	たも				6		
		ZIZ.	v				7		
		計 (②+③+④+⑤+⑥+⑦)					8		
	減		不算入とさ	寄附金の損金算入限度超過	過額		9		
		収入		損金不算入とした法人税額	額		10		
		た		損金不算入とした附帯税額	額		11)		
		額で	れた				12		
			もの				13		
							<u>(14)</u>		
		計 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)					15		
	収益	収益事業から生じた所得金額(①+⑧-⑮)							
判定	⑯×90/100(1円未満の端数切り捨て)						17)		
	②≧⑰の場合:非課税 ②<⑰の場合:課税								

(添付資料)

- 決算書
- · 法人税申告書(別表1(2))
- · 法人税明細書(別表 4)
- ·法人税明細書(別表14(2))

非課税判定表記載要領

この判定表は、法人税法上の収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人(私立学校 法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。)が、地方税法施行令第7条の4ただし書き の規定により、法人県民税の課税上収益事業に含まないこととされる範囲を判定する際に使用してく ださい。

- 1 ①欄が○以下となる場合は法人県民税は非課税となり、②から⑪欄については記入不要です。
- 2 ②欄には、当該事業年度中に収益部門から公益部門へ支出した金額(法人税明細書別表14 (2)の27欄〈その他の寄附金額〉)を記載してください。
- 3 ③欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額 (法人税明細書別表4の14欄〈受取配当等の益金不算入額〉)を記載してください。
- 4 ④欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額(法人税明細書別表4の18欄 〈法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額〉及び19欄〈所得税額等及び欠損金の繰戻 しによる還付金額等〉)を記載してください。 ただし、道府県民税及び市町村民税還付金額は含めないでください。
- 5 ⑤から⑦欄には、③、④欄を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額(法人税明細書別表4で減算した金額)を記載してください。
- 6 ⑨欄には、損金算入限度額を超えた寄附金(法人税明細書別表4の26欄〈寄附金の損金不算 入額〉)を記載してください。
- 7 ⑩欄には、法人税法上の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額(法人税明細書別表4の 2欄〈損金経理をした法人税及び地方法人税〉及び4欄〈損金経理をした納税充当金〉のうち、 法人税額に充てる金額)を記載してください。
- 8 ⑪欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税(法人税明細書別表4の5欄 〈損金経理をした附帯税、加算金、延滞金及び過怠税〉)を記載してください。
- 9 ⑫から⑭欄には、⑨から⑪欄を除く当期中に支出した金額で法人税法の所得の計算上損金不算 入とされた金額(法人税明細書別表4で加算した金額)を記載してください。

[※] この計算は、基本的には法人税明細書別表4による申告調整の逆の手順によるものですが、道府県民税及び市町村民税については損金不算入のまま取扱い、所得金額から減算しないでください。